

議案第66号

杉並区立地域区民センター及び区民集会所条例の一部を改正する条例
上記の議案を提出する。

平成29年9月11日

提出者 杉並区長 田 中 良

杉並区立地域区民センター及び区民集会所条例の一部を改正する条例
杉並区立地域区民センター及び区民集会所条例（昭和53年杉並区条例第40号）の一部を次のように改正する。

別表第1 区民集会所の部中杉並区立馬橋区民集会所の項の次に次のように加える。

| | |
|-------------|----------------|
| 杉並区立天沼区民集会所 | 杉並区天沼三丁目19番16号 |
|-------------|----------------|

別表第2（1）杉並区立馬橋区民集会所の部の次に次のように加える。

| | | | | | |
|---------------------|-------|--------|--------|--------|--------|
| 杉並区立 天沼区民 集会所 | 第1集会所 | 2,000円 | 1,300円 | 1,300円 | 500円 |
| | 第2集会所 | 1,500円 | 1,000円 | 1,000円 | 300円 |
| | 第3集会所 | 3,100円 | 2,100円 | 2,100円 | 700円 |
| | 第4集会所 | 4,000円 | 2,700円 | 2,700円 | 1,000円 |
| | 第5集会所 | 5,400円 | 3,600円 | 3,600円 | 1,300円 |

附 則

- この条例は、平成30年4月2日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。
- この条例による改正後の杉並区立地域区民センター及び区民集会所条例別表第2（1）に規定する杉並区立天沼区民集会所の施設の使用の承認に必要な準備行為は、この条例の施行の日前においても行うことができる。

（提案理由）

区民集会所1箇所の設置に伴い、その名称及び位置等を定める必要がある。